

普通預金規定

(無利息型普通預金を含む)

2021年4月1日 改定

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

2. (取扱店の範囲)

普通預金および無利息型普通預金（以下「この預金」といいます。）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

3. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡を把握した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
- (4) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
なお、この預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡を把握した後）は、当該各種料金等の自動支払いを一時停止し、共同相続人の総意を確認のうえ、取扱いたします。
- (5) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

4. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を1円として、毎年2月と8月の第3土曜日の翌日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

また、無利息型普通預金には利息をつけません。

5. (手数料等)

- (1) 未利用口座管理手数料
 - ①2021年4月1日以降に開設した普通預金口座は、当金庫ホームページ等で別途表示する一定期間、利息決算以外の預入れまたは本項に係る手数料以外の払戻しができない場合は、未利用口座となります。
 - ②未利用口座には、店頭備え付け「各種手数料のご案内」記載の未利用口座管理手数料をいただきます。
 - ③この預金口座が未利用口座になった場合は、この預金口座から未利用口座管理手数料を払戻請求書等によらず引き落とします。
 - ④前3号で引き落としした未利用口座管理手数料は、返却いたしません。
 - ⑤この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この預金口座を解約します。解約にあたっては、個別の通知を行わない場合があります。

⑥解約された口座の再利用はできません。

- (2) この預金口座の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合、当該手数料はこの預金口座から払戻請求書等によらず引き落とします。

6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

この預金には、本規定のほか、「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金規定」が適用されるものとします。

以 上